

個人住民税の変更点をお知らせします

■ 定額減税が行われます

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、令和 6 年分の所得税および令和 6 年度の個人住民税において定額減税を実施します。

対象	令和 6 年度の個人住民税所得割の納税義務者のうち、合計所得金額が 1,805 万円以下（給与収入 2,000 万円以下に相当）の者が対象となります。 （注）均等割・森林環境税のみ課税される人や個人住民税非課税の人は、定額減税の対象外となります。
算出方法	納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族 1 人につき、令和 6 年度の個人住民税 1 万円が減税されます。 （注）控除対象配偶者および扶養親族の算定において、国外居住者は対象から除きます。 （注）算出した減税額が所得割額を上回る場合は、所得割額が減税額となります。 （均等割額への減税の適用はできません）
実施方法	定額減税の対象となる納税義務者は徴収方法に応じてそれぞれ次のとおり減税を実施します。 ◎給与特別徴収 ～給与からの引き取り～ 令和 6 年 6 月分は徴収せずに、定額減税「後」の税額を令和 6 年 7 月分から令和 7 年 5 月分の 11 か月に分割して徴収します。（100 円未満の端数については、最初の月で徴収） ◎普通徴収 ～納付書や口座振替～ 定額減税「前」の税額をもとに算出した第 1 期分（令和 6 年 6 月分）の税額から減税し、第 1 期分から減税しきれない場合は、第 2 期分（令和 6 年 8 月分）以降の税額から、順次減税します。 ◎年金特別徴収 ～年金から引き取り～ 定額減税「前」の税額をもとに算出した令和 6 年 10 月分の特別徴収税額から減税し、減税しきれない場合は令和 6 年 12 月分以降の特別徴収税額から、順次減税します。

■ 森林環境税が始まります

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、森林環境税が創設されました。森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、一人あたり年額 1,000 円が課税されます。徴収については、個人住民税均等割の徴収と併せて行われます。

■ 均等割の税額がかわります

東日本大震災復興基本法に基づき、個人住民税の均等割が平成 26 年度より 500 円ずつ引き上げられていましたが、令和 5 年度で終了しました。